

**(仮称) 英語交流のまち推進センター
整備基本計画策定業務**

－ 公募型プロポーザル －

実施要領

岩 国 市

1. 目的

「岩国市まち・ひと・しごと創生総合戦略」は、「将来にわたり、まちの活力を維持していくためには、次代を担う若い世代の存在が不可欠」であるとして、その基本理念に「未来へつながる交流都市岩国～若い世代に選ばれるまち～」を掲げている。

本市は、基地に起因する諸問題のまちというマイナスイメージをプラスイメージへ転換させ、人口減少・少子化・若者の市外流出の抑制を行うことにより、地域活力の向上を目指している。

本業務は、本市の特性を活かし、英語の学び・学び直しや国際交流の機会が充実した魅力的な「英語交流のまち」を実現させるため、令和3年度においてその交流拠点となる（仮称）英語交流のまち推進センターを整備するにあたり、その機能設定やコンセプトメイキング、整備基本計画の策定を行い、本業務に続いて予定する交流拠点事業等の実施設計に必要となる施設設計等に資することを目的とする。

2. 業務の概要

- (1) 業務名 (仮称) 英語交流のまち推進センター整備基本計画策定業務
- (2) 業務内容 別紙仕様書のとおりとする。
- (3) 委託期間 契約締結の日から令和2年10月31日まで（予定）
- (4) 予算額 5,500千円（上限、消費税10%相当額を含む。）

3. 担当部署

岩国市教育委員会 教育政策課 英語教育推進室（担当：永木 健一）

住所：〒740-8585 山口県岩国市今津町1丁目14-51

電話：0827-29-5201 FAX：0827-21-3456

E-mail：kyoui-so@city.iwakuni.lg.jp

4. 参加資格

この手続に参加できるものは、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないものであること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (3) 令和2年4月14日から令和2年5月19日までの間に岩国市物品の調達等に係る指名停止措置要領（平成25年3月27日制定）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (4) 平成27年度以降において、次に掲げる同種業務を完了した実績を有すること。
 - ①同種業務
まちづくり施設基本計画策定業務
 - ②類似業務
基本計画策定業務

5. 参加表明書の作成及び提出

当該プロポーザルに参加を希望するものは、次のとおり参加表明書を提出するものとする。

- (1) 提出期限 令和2年4月21日（火）午後5時（必着）
- (2) 提出場所 3に同じ
- (3) 提出部数 (5)に掲げる資料を8部提出すること。なお、参加表明書表紙（様式1）は、1部について押印し、残り7部は押印したものの写しで可とする。
- (4) 提出方法 直接持参するか書留郵便とする。なお、書留郵便の場合、提出先に提出期限までに到達したのもののみを有効とする。また、封書の表に必ず「(仮称) 英語交流のまち推進センター整備基本計画策定業務参加表明書」と明記するとともに、発送時に電話にて、教育政策課まで連絡すること。
- (5) 提出資料
 - ① 参加表明書（様式1）
 - ② 会社（参加者）の概要（様式2）
会社の従業員数、受注できる業務内容等について記載する。
 - ③ 同種業務の実績（様式3）
記載する同種業務は、平成27年度以降に完了又は実施中の業務とする。
記載する業務数は、最大3件とする。
 - ④ 業務実施体制（様式4）
配置予定の総括責任者、主務担当者及び担当者を記載する。
配置予定の主務担当者について、経歴等を記載する。
記載する同種業務は、平成27年度以降に完了又は実施中の業務とする。
記載する件数は、最大3件とする。
手持ち業務は、令和2年4月21日現在、本市以外の発注者のものも含めすべて記載する。（配置予定の特定済み業務を含む。）
執行体制について記載する。
 - ⑤ 業務の実施方針及び実施フロー（様式5）
- (6) 参加表明書の作成及び記載上の留意事項
 - ア 参加表明書の様式は、様式1から様式5（A4判）までのとおりとする。
 - イ 業務実績に記載した業務に係る契約書の写し及び業務内容が確認できる書類（仕様書の写し等）を提出すること。

6. 技術提案書の提出者の選定

- (1) (仮称) 英語交流のまち推進センター整備基本計画策定業務選定プロジェクトチーム（以下「プロジェクトチーム」という。）により、提出された参加表明書の審査を行い、技術提案書の提出者を2者程度選定する。
- (2) 技術提案書の提出者を選定するための基準は次のとおりとする。
 - ア 参加表明者について

- ・同種業務の実績
 - ・業務の実施体制
- イ 主務担当者について
- ・資格及び同種業務実績
 - ・専任性

(3) 審査の結果は、参加表明書提出期限から概ね1週間以内に、提出者全員に電子メール及び書面により通知する。

7. 技術提案書の作成及び提出

技術提案書の提出者に選定された者は、次のとおり技術提案書を提出するものとする。

- (1) 提出期限 令和2年5月19日（火）午後5時（必着）
- (2) 提出場所 3に同じ
- (3) 提出部数 (5)に掲げる資料を8部提出すること。なお、技術提案書表紙（様式6）は、1部について押印し、残り7部は押印したものの写しで可とする。
- (4) 提出方法 直接持参するか書留郵便とする。なお、書留郵便の場合、提出先に提出期限までに到達したもののみを有効とする。また、封書の表に必ず「(仮称) 英語交流のまち推進センター整備基本計画策定業務技術提案書」と明記するとともに、発送時に電話にて、教育政策課まで連絡すること。
- (5) 提出資料
 - ① 技術提案書（様式6）
仕様書をもとに、業務内容ごとに、その業務の進め方、スケジュール、実施内容と実施手法に係る提案等について記載すること。（A4判縦長横書きを原則とし、文字サイズは11ポイント以上とする。）
 - ② 参考見積書（様式自由）
算出根拠が示されたものを提出すること。
- (6) 技術提案書の作成及び記載上の留意事項
総ページ数は20ページ以内とする。（参考見積書を除く。）

8. ヒアリングの実施

提出された技術提案書に関し、次のとおりプロジェクトチームによるヒアリングを実施する。

- (1) ヒアリングは、令和2年5月25日（月）を予定しており、諸行事の日程等により変更の可能性がある。新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、書面審査及び電話、WEBによるテレビ会議システムを活用する場合がある。
なお、確定日及び詳細については、別途技術提案書提出者に通知する。
- (2) ヒアリングの出席者は、4人を限度とし、提案説明は主として本業務に取り組む者（主務担当者）が行うものとする。
- (3) ヒアリングは、1社当たり40分以内（説明30分以内、質疑10分以内）とし、技術提案書の提出順に行う。

- (4) 説明に要する物品の持ち込みは自由とする。ただし、電源、プロジェクター及びスクリーンは市で準備する。
- (5) 説明は、提出された技術提案書に沿って行うものとし、資料の追加は認めない。

9. 技術提案書の特定

- (1) プロジェクトチームにより、提出された技術提案書及びヒアリングの内容を審査し、技術提案書を特定する。
- (2) 技術提案書を特定するための評価基準は、次のとおりとする。
 - ア 業務体制の評価について
 - ・技術提案者の業務実績及び実施体制
 - ・主務担当者の資格、実績及び専任性
 - イ 業務の理解度等について
 - ウ 提案内容の評価について
 - ・現状等の理解度
 - ・課題等に対する提案力
 - ・当該業務実施に対する姿勢
 - エ その他
 - ・職員支援体制の妥当性
 - ・参考見積の妥当性
- (3) 審査の結果は、ヒアリング出席者全員に電子メール及び書面により通知する。

10. 業務契約

技術提案書の特定後、提案内容について検討、調整を行い、特定者との見積合わせを行う。見積額が予定価格の範囲内であれば、契約を締結する。

なお、特定者が指名停止措置要件に該当することとなった場合は、契約の締結を行わないことがある。

11. 実施要領の内容についての質問の受付及び回答

- (1) 質疑受付期間
 - 参加表明：令和2年4月16日（木）午後5時まで
 - 技術提案：令和2年4月28日（火）午後5時まで
- (2) 質疑方法
 - 質問は、別添様式（様式7）により行うものとし、教育政策課に電子メールで通知するとともに、電話にて教育政策課まで連絡すること。
- (3) 質問に対する回答
 - 参加表明：令和2年4月17日（金）に一括して岩国市ホームページにて掲載するとともに、質問者に対して電子メールで行う。
 - 技術提案：令和2年4月30日（木）に一括して提出者全員に電子メールで行う。
 - なお、回答事項は、この実施要領の追加又は修正とみなす。

12. 関連業務

当該業務に直接関連する他の設計業務（（仮称）英語交流のまち推進センター設計業務等）の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定がある。（2(4)の予算額には含まないものとする。）

13. その他

- (1) 業務内容についての詳細は実施要領によるものとし、説明会は行わないものとする。
- (2) 提出期限までに参加表明書を提出しなかった者及び技術提案書の提出者に選定された旨の通知を受けなかった者は、技術提案書を提出できないものとする。
- (3) 提出期限までに技術提案書を提出しなかった場合は、辞退したものとみなす。また、ヒアリングに遅刻・欠席した場合は辞退したものとみなす。（ただし、やむを得ないと認められる理由がある場合を除く。）
- (4) 参加表明書及び技術提案書の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、提出者の負担とする。
- (5) 参加表明書及び技術提案書に虚偽の記載をした場合は、参加表明書及び技術提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を行うことがある。その他、プロジェクトチームにおいて不相当と認めた場合は失格とみなす。
- (6) 提出された参加表明書及び技術提案書は返却しない。なお、提出された参加表明書及び技術提案書は、技術提案書の提出者の選定又は技術提案書の特定以外に提出者に無断で使用しない。
- (7) 提出された参加表明書及び技術提案書については、市は公表しないこととし、提案者は市の了解なく第三者に公表してはならない。ただし、提出された書類は、岩国市情報公開条例（平成18年条例第20号）の対象となる。
- (8) 参加表明書及び技術提案書の提出後においては、原則として参加表明書及び技術提案書に記載された内容の変更を認めない。また、参加表明書及び技術提案書に記載した予定担当者は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の経歴等を持っているとの市の了解を得なければならない。
- (9) 契約保証金は、岩国市財務規則（平成18年規則第52号）第127条第7号により免除する。